

島原地域広域市町村圏組合調査会設置条例

昭和46年7月30日条例第24号

改正 平成11年5月25日条例第5号 平成18年3月22日条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき島原地域広域市町村圏組合調査会（以下「調査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 調査会は、管理者の要請に基づき、島原地域広域市町村圏組合同規約第3条の事項について調査研究し、必要な調整を行なう。

(構成)

第3条 調査会は、委員13人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 組合の職員

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、調査会の組織及び運営について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年5月25日条例第5号）

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。